

令和4年7月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度7月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第22号 農地法第3条許可申請書審議について	( 5件)
議案第23号 農地転用事業計画変更申請書審議について	( 1件)
議案第24号 農地法第4条許可申請書審議について	( 1件)
議案第25号 農地法第5条許可申請書審議について	( 9件)
議案第26号 非農地証明願出書審議について	( 1件)
議案第27号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	( 2件)
議案第28号 農用地利用集積計画審議について	(52件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

12番 横山 義晴

〈 出席推進委員 〉 ( 0人) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会に招集しておりません

〈 欠席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	東 浩文	次長兼農業振興係長	吉富 良一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和4年度7月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
なお、横山委員から欠席届が提出されています。  
また、農地利用最適化推進委員については、新型コロナウイルス感染拡大のため、出席を求めています。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、16番「黒葛 クルミ」委員と17番「今村 壽久」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第22号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。5件について説明いたします。  
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は538㎡、作物は野菜です。  
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は307㎡、作物は野菜です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は840㎡、作物は野菜です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,427㎡、作物は水稲です。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,483㎡、作物は水稲です。  
以上、計5件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。  
5番 議案第22号の番号1について報告いたします。  
令和4年7月18日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第22号の番号2について報告いたします。  
令和4年7月16日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第22号の番号3について報告いたします。  
令和4年7月20日、私と副の野元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的利用が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第22号の番号4について報告いたします。

令和4年7月22日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第22号の番号5について報告いたします。

令和4年7月18日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第22号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第22号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第22号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第23号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、日程第4、議案第24号「農地法第4条許可申請書審議」の案件が関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の7頁をご覧ください。1件です。

番号1は、9頁の議案第24号「農地法第4条許可申請書審議」の案件と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和2年7月28日付指令日農委第5号35で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初、計画者は、申請地に建売住宅を建築する計画でありましたが、近年の景気や経済状況、住宅

需要に変更があり、建売住宅の建築及び販売に支障が生じてしまったため、資材置場・駐車場としての利用に事業計画変更するものであります。以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第23号の番号1と議案第24号の番号1については一括して報告いたします。

令和4年7月16日、私と副の松崎秀樹委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第23号と関連する議案第24号の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第23号と関連する議案第24号の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号と関連する議案第24号の案件は、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第25号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料の11頁をご覧ください。9件について説明いたします。

番号1から番号4までの転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、建築条件付売買予定地、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、防草対策用砂利敷設、権利種別は使用貸借権設定です。

番号7の転用目的は、資材置場・駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、表土仮置場・仮設道路、権利種別は賃借権設定です。

なお、番号4については、一般住宅の概ね500㎡を超えておりますが、進入部分169㎡を確保する必要があることから、面積超過理由書が添付されております。

番号5については、今後、土地購入者との売買契約を締結し、その後概ね3か月以内に建築請負契約を締結して、一般住宅を建築するものです。

番号6は、隣接地の宅地（面積698.31㎡）と一体利用して、ビニールハウスの建設をしますが、申請地の2筆と宅地部分全体に、砂利を敷いてその上に防草シートを被せて、草が生えない

ように、また病害虫予防のため砂利を敷設するものです。全体面積は1851.31㎡、使用貸借権設定期間は20年です。

番号7は、申請地の隣接地は既に資材置場となっており、今回の申請地と一体利用し、合計面積は5,048㎡となります。

番号8は、隣接地の宅地の一部（面積309.18㎡）と一体利用して、全体面積は324.18㎡です。

番号9は、隣接地の砂防工事による一時転用です。工事期間は令和4年10月までです。既に事前着手されているため始末書を添付しての申請です。

以上、計9件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長  
4番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第25号の番号1について報告いたします。

令和4年7月20日、私と副の下池委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域に隣接する農地であり、その規模が約0.1haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第25号の番号2について報告いたします。

令和4年7月18日、私と副の黒葛委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番

議案第25号の番号3について報告いたします。

令和4年7月16日、私と副の佐藤委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 6番 議案第25号の番号4について報告いたします。  
令和4年7月16日、私と副の佐藤委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第25号の番号5について報告いたします。  
令和4年7月22日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第25号の番号6について報告いたします。  
令和4年7月15日、私と正の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 14番 議案第25号の番号7について報告いたします。  
令和4年7月20日、私と副の東峯委員は、申請人代理の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地と重機等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 14番 議案第25号の番号8について報告いたします。

令和4年7月20日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第25号の番号9について報告いたします。

令和4年7月19日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第25号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

2番 7番については面積が大きいですが、開発の手続きとか必要となるのではないですか。

事務局 こちらの案件については、建設課の都市計画係と土地利用協議を進めていく事になっております。

会長 他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第25号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第25号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第26号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の22頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

この案件については、20年以上経過した宅地及び道路です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第26号の番号1について報告いたします。

令和4年7月16日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地及び道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第26号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

2番 現地調査の際、今回の申請について、申請代理人に確認したところ、戦後、土地をもらわれた方が、その後、何人かの親戚の方へ譲ったが、今回の申請地は当時、譲り渡す土地として漏れがあり、今回の申請となったとのことでありました。

会長 他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第26号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第27号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 24頁をご覧ください。

議案第27号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。

番号1は、東市来町長里、登記地目は畑、登記面積は374㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。

番号2は、伊集院町寺脇、登記地目は田、登記面積は361㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。

以上、畑1筆374㎡、田1筆361㎡、計2筆、735㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第27号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第27号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時00分とします。

<休憩：9時50分～10時00分>

会長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第8、議案第28号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。



19番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁の農地中間管理事業分の番号27、番号28、番号29、番号30です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は5,288㎡、計5,288㎡、うち再設定面積は854㎡、利用権設定件数は4件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第28号の春成委員が関係する農地中間管理事業の番号27から番号30までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第28号の春成委員が関係する農地中間管理事業の番号27から番号30までの案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員は退席のまま、引き続き、春成委員が関係する案件を審議します。

会長 次に、春成勝美委員と東芳男委員が関係する案件を審議しますので、東委員は退席をお願いします。

11番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38頁の農地中間管理事業分の番号31です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は2,634㎡、計2,634㎡、うち再設定面積は508㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第28号の春成委員と東委員が関係する農地中間管理事業の番号31の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第28号の春成委員と東委員が関係する農地中間管理事業の番号31の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員と東委員に着席の連絡をしてください。

11番、19番 〔着席〕

会長 次に、議案第28号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。資料の27頁です。売買です。面積について、田は無し、畑は139㎡、計139㎡、作物は桑です。

次に、利用権設定分です。資料の28頁から31頁です。貸借です。面積について、田は7,868㎡、畑は12,556㎡、計20,424㎡、うち再設定面積は9,965㎡、利用権設定件数は19件、うち再設定件数は8件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の32頁から38頁です。貸借です。面積について、田は34,213㎡、畑は1,658.03㎡、計35,871.03㎡、うち再設定面積は14,395

m<sup>2</sup>、利用権設定件数は20件、うち再設定件数は9件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第28号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第28号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へその旨答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和4年度7月総会を閉会します。

( 閉会 10時10分 )

---

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 .....

16番 .....

17番 .....